

資料編

計画の策定経過

日程	項目	内容
令和元年（2019年） 10月29日（火）	八尾市地域福祉計画研修会 （八尾市地域福祉計画ワーキング会議委員所属等対象）	講師： 武庫川女子大学 文学部 教授 松端 克文 氏 テーマ：「地域共生社会の実現に向けた取り組みにおける行政・社協の役割」 八尾市地域福祉計画ワーキング会議メンバー等対象
令和元年（2019年） 12月26日～ 令和2年（2020年） 1月14日	地域福祉に関するアンケート調査（市民対象） 地域福祉に関するアンケート調査（福祉関係者対象）	八尾市在住の18歳以上の男女3,000人を対象に調査 有効回収率：45.4% 各地区福祉委員会や民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会から564人を対象に調査 有効回収率：84.0%
令和2年（2020年） 2月3日（月）	八尾市地域福祉計画研修会 （八尾市地域福祉計画ワーキング会議委員所属等対象）	講師： 武庫川女子大学 文学部 教授 松端 克文 氏 テーマ：「八尾市版の地域福祉の実践について」 八尾市地域福祉計画ワーキング会議メンバー等対象
令和2年（2020年） 6月16日（火）～ 6月30日（火）	市内相談支援機関アンケート調査	八尾市内の相談機関48か所を対象に調査 有効回収率：100.0%
令和2年（2020年） 7月17日（金）～ 7月31日（金）	第1回八尾市社会福祉審議会（書面開催）	1. 委員長の選出について 2. 専門分科会等委員の選出について 3. 八尾市社会福祉審議会について 4. 令和2年度（2020年度）八尾市社会福祉審議会開催スケジュールについて 5. 第4次八尾市地域福祉計画について
令和2年（2020年） 8月24日（月）～ 9月16日（水）	福祉関係者ヒアリング	地区福祉委員会や民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会の会長・委員長等を対象にヒアリング調査（16か所）
令和2年（2020年） 9月18日（金）	相談支援体制検討プロジェクトチーム会議（八尾市地域福祉計画ワーキング会議を兼ねる）	地域共生社会の実現に向けた総合相談支援体制について 他

日程	項目	内容
令和2年（2020年） 10月16日（金）	第1回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会	1. 分科会長の選出 2. 第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画 （後期）の総括 3. 第4次八尾市地域福祉計画の策定について （策定スケジュール・計画体系）
令和2年（2020年） 11月5日（木）	第2回八尾市社会福祉 審議会	第4次八尾市地域福祉計画の策定について 1. 第4次八尾市地域福祉計画について 2. 策定スケジュール 3. 「基本理念」「基本目標」について 他
令和2年（2020年） 12月11日（金）～ 12月28日（月）	第2回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会（書面開催）	第4次八尾市地域福祉計画（素案）について
令和2年（2020年） 12月14日（金）～ 12月17日（木）	第4次八尾市地域福祉 計画（素案）に対する庁 内照会	1. 第4次八尾市地域福祉計画（素案）について 2. 本計画と他分野の計画などと連動する項目に ついて
令和2年（2020年） 12月21日（月）～ 令和3年（2021年） 1月20日（水）	第4次八尾市地域福祉 計画（素案）に対する市 民意見提出制度（パブリ ックコメント）の実施	素案の閲覧場所は、 地域福祉政策課、情報公開室、各出張所、緑ヶ丘 コミュニティセンター、桂人権コミュニティセ ンター、安中人権コミュニティセンター、障害者 総合福祉センター、生涯学習センター、各図書 館、社会福祉会館、医療型児童発達支援センタ ー、福祉型児童発達支援センター。 また、ホームページでも掲載。
令和3年（2021年） 2月3日（水）～ 2月10日（水）	第3回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会（書面開催）	第4次八尾市地域福祉計画（素案）に対する市民意見 提出制度（パブリックコメント）実施結果と計画への 反映について
令和3年（2021年） 3月8日（月）～ 3月16日（火）	第3回八尾市社会福祉 審議会（書面開催）	第4次八尾市地域福祉計画の策定について等（報告）

計画（改定版）の策定経過

日程	項目	内容
令和6年（2024年） 5月28日（火）	第1回つなげる相談支援体制整備チーム会議	「第4次八尾市地域福祉計画」の中間見直しのスケジュールや方向性等について関係所属長会議にて報告。
令和6年（2024年） 6月25日（火）	第1回つなげる相談支援体制整備ワーキングチーム会議	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しにあたって各所属担当者（係長級）において感じている課題等について共有（主に相談支援関係）。
令和6年（2024年） 7月10日（水）～ 7月31日（水）	地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）	八尾市在住の18歳以上の男女3,000人を対象に調査 有効回収率：37.7%
	地域福祉に関するアンケート調査（福祉関係者対象）	各地区福祉委員会や民生委員・児童委員等531人を対象に調査 有効回収率：79.1%
令和6年（2024年） 7月17日（水）～ 7月31日（水）	地域福祉に関するアンケート調査（市内相談支援機関対象）	八尾市内の相談機関57か所を対象に調査 有効回収率：100.0%
令和6年（2024年） 8月～11月	社会福祉協議会 小学校区ワークショップ	地区ワークショップに参加し、住民同士の関わり合い、担い手不足といった現状と課題を共有。
令和6年（2024年） 9月4日（水）	第2回つなげる相談支援体制整備ワーキングチーム会議	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しにあたって各所属担当者（係長級）において感じている課題等について共有（主に地域づくり関係）。
令和6年（2024年） 9月10日（火）	第1回八尾市成年後見制度利用促進ワーキング会議	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しについて
令和6年（2024年） 9月19日（木）	第1回八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しについて
令和6年（2024年） 10月15日（火）～ 10月31日（木）	第4次八尾市地域福祉計画中間見直しにかかる活動指標の確認及び計画値・実績値等の庁内照会	1. 各課活動指標の計画値・実績値確認 2. 中間見直しに伴う活動指標の見直し 等
令和6年（2024年） 11月19日（火）	八尾市地域福祉計画研修会 シンポジウム「あったらいいな こんな活動」 （市民、地域の関係団体、関係機関、企業等対象）	1部：基調講演「地域のつながりづくりを考える～おせっかい日本一をめざす八尾への期待～」 講師：同志社大学 社会学部 教授 永田 祐 氏 2部：パネルディスカッション「わたしの活動は〇〇です。」 登壇者：地域での活動実践者、八尾市社会福祉協議会、八尾市地域共生推進課つなげる支援室 コーディネーター：永田 祐 氏

日程	項目	内容
令和6年(2024年) 11月19日(火)～ 11月27日(水)	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)に対する庁内照会	1. 第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)について 2. 本計画と他分野の計画などと連動する項目について
令和6年(2024年) 12月9日(月)	第2回八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)について
令和6年(2024年) 12月23日(月)～ 令和7年(2025年) 1月22日(水)	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)に対する市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施	素案の閲覧場所は、 地域共生推進課、情報公開室、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂・安中人権コミュニティセンター、こども総合支援センター「ほっぷ」、保健センター、社会福祉会館、各図書館。 また、ホームページでも掲載。
令和7年(2025年) 2月3日(月)	第3回八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)に対する市民意見提出制度(パブリックコメント)実施結果と計画への反映について
令和7年(2025年) 3月17日(月)	第1回八尾市社会福祉審議会	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)の策定について

※改定版の策定にあたっては、第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画との一体的推進のため、社協とも随時意見交換を行いました。

八尾市社会福祉審議会条例

八尾市条例第 17 号

八尾市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第 12 条第 1 項の規定により児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する合議制の機関として同条に規定する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第 9 条第 1 項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあっては 3 年以内とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあっては当該特定の事項が終了するまでとする。

3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長職務代理)

第 5 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 7 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第8条 審議会又は専門分科会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（八尾市障害者施策推進協議会条例の廃止）
- 2 八尾市障害者施策推進協議会条例（昭和52年八尾市条例第14号）は、廃止する。
（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）
- 3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部八尾市地域福祉計画審議会の項を削る。

（八尾市介護保険条例の一部改正）

- 4 八尾市介護保険条例（平成12年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条から第20条までを次のように改める。

第18条から第20条まで 削除

第24条中「、第20条」を削る。

（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「八尾市児童福祉審議会」を「八尾市社会福祉審議会」に改める。
 - (1) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）第4条第1項
 - (2) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）第4条第1項
 - (3) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）第4条第1項
 - (4) 八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）第4条第1項（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表八尾市地域福祉計画審議会委員の項及び八尾市介護保険運営協議会委員の項から八尾市児童福祉審議会委員の項までを削る。

八尾市社会福祉審議会規則

○八尾市社会福祉審議会規則

令和2年3月30日規則第20号

改正

令和2年8月27日規則第68号

令和3年3月31日規則第29号

八尾市社会福祉審議会規則

八尾市社会福祉審議会規則（平成30年八尾市規則第81号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、八尾市社会福祉審議会条例（令和2年八尾市条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）社会福祉事業に従事する者
- （2）学識経験者
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 条例第4条第2項に規定する臨時委員は、特別委員と呼称する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- （1）民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- （2）地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- （3）高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- （4）障害者福祉専門分科会 次に掲げる事項
 - ア 障害者の福祉に関する事項
 - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務
- （5）児童福祉専門分科会 次に掲げる事項
 - ア 児童福祉に関する事項
 - イ 母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項
 - ウ 母子保健に関する事項
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項

2 審議会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、専門分科会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。

（審査部会）

第4条 障害者福祉専門分科会に、次の各号に掲げる審査部会を置き、当該各号に定める事項を調

査審議する。

(1) 身体障害者手帳審査部会 次に掲げる事項

ア 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項

(2) 自立支援医療審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項

2 審議会は、政令に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（書面等による審議）

第5条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

2 次の各号に掲げる専門分科会及び審査部会の庶務は、当該各号に定める課において行う。

(1) 民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉部地域共生推進課

(2) 高齢者福祉専門分科会 健康福祉部高齢介護課

(3) 障害者福祉専門分科会並びに身体障害者手帳審査部会及び自立支援医療審査部会 健康福祉部障害福祉課

(4) 児童福祉専門分科会 こども若者部こども若者政策課

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月27日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(21) (略)

(22) 八尾市社会福祉審議会規則

(23)～(51) (略)

附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

八尾市社会福祉審議会委員名簿

令和6年6月現在

区 分	役 職 ・ 団 体 名	氏 名
学識経験者	武庫川女子大学 教授	松端 克文
	大阪公立大学 教授	田垣 正晋
	神戸学院大学 教授	西垣 千春
	常磐会短期大学 学長	農野 寛治
	弁護士	山中 伸二
関係機関	八尾市医師会 会長	貴島 秀樹
	八尾市歯科医師会	西村 博幸
	八尾市薬剤師会 会長	中野 道雄
市民代表	八尾市民生委員児童委員協議会 会長	小林 有美子
	八尾市人権協会 理事長	藤本 高美
	八尾市女性団体連合会 事務局長	中浜 多美江
	八尾市自治振興委員会 会長	福平 武
	八尾市高齢クラブ連合会 会長	山本 賢
	八尾市社会福祉協議会 常務理事	田邊 卓次
	八尾市障害者団体連合会 会計監査	渡辺 節子
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会長	丸山 和巳

八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

令和6年6月現在

区 分	役 職 ・ 団 体 名	氏 名
学識経験者	武庫川女子大学 教授	松端 克文
	佛教大学 専門職キャリアサポートセンター講師	金田 喜弘
関係機関	八尾市医師会 副会長	吉田 裕彦
	八尾市社会福祉協議会 常務理事	田邊 卓次
	東大阪子ども家庭センター 企画調整課 総括主査	今村 直美
	八尾市地域包括支援センター連絡会 副代表	樋口 昌徳
市民代表	八尾市民生委員児童委員協議会 会長	小林 有美子
	八尾市人権協会 理事長	藤本 高美
	八尾市女性団体連合会 事務局長	中浜 多美江
	八尾市障害者団体連合会 会計監査	渡辺 節子
	八尾市高齢クラブ連合会 副会長	岡田 ほづみ
	八尾市母子寡婦福祉会 会長	石本 純子
	八尾市青少年育成連絡協議会 会長	村尾 佳代子
	八尾市ボランティア連絡会 会長	辻田 保子
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会長	丸山 和巳
	八尾市自治振興委員会 会長	福平 武
	市民委員（公募）	田中 米征
	市民委員（公募）	瓜守 由美
	市民委員（公募）	宇田 富美子
	市民委員（公募）	植田 能生

英数字

8050問題、8050世帯

「8050(はちまる・ごうまる)問題」とは、80代の親と無職やひきこもり状態の50代の子が同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。

BBS会

“Big Brothers and Sisters Movement”の略称で、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現をめざす青年ボランティア団体のこと。

DV

“Domestic Violence”の略称で、夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

ICT

“Information & Communication Technology(情報通信技術)”の略称で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。

NPO

“Non-profit Organization”の略称で、民間非営利組織と訳されます。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。

SNS

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram などが知られています。

ア

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

悪質商法

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

力

ギネス

世界記録を示すもので、ギネスワールドレコーズ社に申請し、認められれば「ギネス世界記録」に掲載されます。

キャッシュレス決済

お札や小銭などの現金(キャッシュ)を使用せずにお金を払うことです。身近なところでは、クレジットカード、交通系電子マネーや QR コード決済などもキャッシュレス決済にあてはまります。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

ケアマネジャー

介護支援専門員ともいい、介護保険法に基づく公的資格を持った専門家です。要介護者または要支援者からの相談に応じて、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス、または施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設などとの連絡調整を行う人をいいます。

原体験

人の思想形成に大きな影響を及ぼす幼少時の体験をいいます。

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、その人が安心して生活できるよう支援することをいいます。

校区まちづくり協議会

議論の場又は対話の場では出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織のことをいいます。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 10 条の 2 に基づき、平成 24 年(2012 年)から市内 28 の各小学校区において設立されています。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

高齢クラブ

八尾市に居住するおおむね 60 歳以上の人を対象として、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、豊かで明るい長寿社会づくりを行う組織です。

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康・福祉・介護などの職員が相談や支援を行う機関のこと。本計画においては、地域のみなさんにより親しみやすく、身近に感じてもらえるように定めた愛称「高齢者あんしんセンター」と記載しています。

コーディネーター

物事を調整する人のこと。

こども総合支援センターほっぷ

妊娠期からおおむね 18 歳までの子どもや子育て世帯が気軽に集い、交流や相談ができる場所です。

個別避難計画

災害時の避難行動に備えて避難行動要支援者本人・家族が主体的に関わり、必要に応じて、地域、行政、福祉事業者が協力して作成するもの。

コミュニティワーカー（CoW）、コミュニティワーク

コミュニティワークとは、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の一つで、ケースワークやグループワークなどの直接援助技術に対して、地域住民にはたらきかけることで、地域の課題を共有し、地域住民が主体的に課題解決に取り組めるよう支援する間接的な援助技術です。

社協職員は、コミュニティワーカー（CoW）として、小地域ネットワーク活動などの住民による地域福祉活動をはじめとする住民主体の地域づくりがより活発になるように側面から支援するとともに、個人への相談対応に必要な支援につなぐなどの取り組みを行います。

コンソーシアム

共通の目的を持つ複数の組織が協力するために結成する共同体をいいます。

サ

災害時要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する人をいいます。

自主防災組織

大規模災害などの発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあって「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。

自治振興委員会

市内すべての町会により構成されている市内最大の住民組織で、行政と町会・住民とのパイプ役を果たしています。また、自治振興委員会はおおむね小学校区を区域とする「地区自治振興委員会」により構成され、地区自治振興委員会は傘下の町会で構成されています。

市民後見人

家庭裁判所から成年後見人として選任された市民で、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の生活を、地域福祉活動として身近な立場で支援します。

市民後見人バンク登録者

所定の市民後見人養成講座(オリエンテーション、基礎講習、実務講習)を修了し、市民後見人バンクに登録した人をいいます。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する人、外国人、その他の住宅の確保に特に配慮を要する人のこと。

就労継続支援A型

病気や障がいなどにより一般就労が難しい人を対象に、就労機会の提供や訓練を実施するサービスで、障害者総合支援法で定められた障がい福祉サービスの一つです。サービス事業所と利用者が雇用契約を結ぶため「雇用型」とも呼ばれています。

小地域ネットワーク活動

高齢者や障がい者、子育て中の親子などで社会的に援助を必要とする人々が、地域で孤立せずに安心して生活し続けることを目的とした活動です。小学校区において地区福祉委員会を中心に、要援護者への個別見守り・声かけ活動(個別援助活動)、グループでの会食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流など(グループ援助活動)を行っています。

新型コロナ、新型コロナウイルス、コロナ禍

新型コロナウイルス(COVID-19)は、コロナウイルスの一つで、発熱や咳などの呼吸器症状などの症状を伴うもので、主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染人から人への感染することがわかっています。

令和元年(2019 年)11 月に中華人民共和国湖北省武漢市付近で発生が初めて確認され、その後、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行(パンデミック)を引き起こしていました。ヨーロッパ各国などでは、外出禁止などの厳しい行動制限措置が取られるなど、人々の行動様式や生活習慣にも大きな影響を与え、この影響は世界経済全体に波及し、混乱を引き起こしました。

生活困窮者自立支援法、生活困窮者相談窓口

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日に施行されました。同法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の相談に応じ、専門の支援員が対象者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、寄り添いながら支援を行います。八尾市では生活支援相談センターが相談窓口となっています。

生活福祉金貸付制度

低所得者・障がい者・高齢者世帯の自立支援策として、資金の貸付と必要な相談支援を行う制度で、大阪府社会福祉協議会が運用しています。社協では、この制度の身近な窓口として、相談や申込書類の受付を行っています。

成年後見制度

認知機能が不十分のために財産管理ができない人や福祉サービスの利用契約が結べない人の自己決定をサポートするための制度です。

タ

地域貢献活動

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

地域子育て支援センター

「元気っ子くらぶ」の愛称で、八尾市立認定こども園（西郡・安中・南山本・志紀・東山本）に設置し、地域の子育て支援の拠点として子育て中の人に出会いや交流の場を設け、ともに子どもたちの育ちを温かく見守り、情報や相談窓口を提供しています。

地域資源

地域において人が活動するうえで利用できる社会資源。社会資源とは、形のあるなしに関わらず、ニーズを充足するために用いられる資源で、制度、サービス、人材、機関、資金、情報、拠点、ネットワークなどの総称をいいます。

地域資源マップ

高齢者を中心とし、地域住民が誰でも参加及び利用できる地域資源に関する情報を掲載しています。本市では、「やお地域資源 MAP」として、生活支援コーディネーターと社協コミュニティワーカー（CoW）が作成しています。

地域就労支援センター

障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者など、働く意欲がありながら、就職できない就労困難者を対象に、専門の相談員が就労相談や情報提供を行う支援拠点のこと。本市では、5 か所に設置されています。

地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと。

地域福祉活動計画

地域が主体となって行う活動について、住民・福祉活動団体・事業者や関係機関が協力し、社協が取りまとめて策定する計画です。この「地域福祉活動計画」により、八尾市が策定する「地域福祉計画」と連携して福祉のまちづくりに取組みます。

地区福祉委員会

社協を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。各地区の自治振興委員会・赤十字奉仕団、赤十字奉仕団婦人部、高齢クラブ、地区女性会、PTA、子ども会育成会、保護司会、更生保護女性会などの地域団体や民生委員児童委員などで構成される住民組織です。

おおむね小学校区を単位とし、現在八尾市内の 32 地区に設置されており、社協と連携しながら、福祉のまちづくりのため、それぞれの地域の特性に応じた活動を推進しています。

同意者リスト

災害時の避難支援に備え、平常時から見守り活動などを行うために、避難支援等関係者へ個人情報を提供することについての同意が確認できた人のリストのこと。

ナ

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい者、精神障がい者等によって、判断能力の不十分な人が地域で安心して暮らすことができるように福祉サービス等の利用援助や金銭管理を行う事業です。

ネグレクト（セルフネグレクト）

ネグレクトは、幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のことをいい、セルフネグレクトは、本人自身の基本ニーズ(衛生面、服飾面、食事など)を顧みない行為をいいます。

パブリックコメント

市で基本的な政策等を確定する前に、案及び関係資料をあらかじめ公表し、市民の意見の提出先及び意見の提出期間を定めて、広く市民の意見を求める制度です。市民参画と協働のまちづくりを進めるにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定により、市の基本的な政策等の策定に際し、市民参画を推進する手段の一つとして、「市民意見提出制度に関する指針」を策定し、市民意見提出制度を行っています。

ひきこもり

厚生労働省により「さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々のこと。

福祉生活相談支援員

福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問などを聞き、必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートする相談員。拠点施設や地域と連携し、支援が必要な人やその家族への包括的な相談・支援をコーディネートするとともに、寄り添いながら継続的な見守り・支援を行います。

福祉避難所

災害が発生し、災害時要配慮者の人が指定避難所に避難された際、その避難状況等を把握した上で、必要に応じ開設する避難所をいい、福祉避難所は社会福祉会館や老人福祉センター等となっています。

プラットホーム

分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出合い、さらなる展開が生まれる場をいいます。

ふれあい喫茶（ふれあい喫茶型サロン）

地域のコミュニティセンターや地区集会所、マンションの集会室や自宅など身近な場所で、地域ボランティアが簡単な飲み物などを提供することで、地域住民が気軽に集い、交流することで、地域のつながりを生み出すことを目的とした活動です。

紅たで

お刺身に添えられている鮮やかな赤紫色のツマ。「八尾のえだまめ」「八尾若ごぼう」と並ぶ八尾市の特産品。

包括的な支援体制、包括的な相談体制

「包括的な支援体制」は、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う人に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施、その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境を整備し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制をいいます。

「包括的な相談体制」は、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制をいいます。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行うことをいいます。

マ

まちのコイン

スマートフォンアプリ内で使用するコミュニティ通貨で、八尾のものづくりで溢れる様子や、クリエイティブな産業を生み出す八尾らしさという意味を込めて、コインの単位を「やおやお」と呼んでいます。

市内住民は勿論、市外の方も利用できます。アプリ内で使用するコインには、法定通貨(日本円等)への換金性はありません。集めたコインは、お金で買えない体験に利用したり、まちの人やお店とのつながり・きっかけを得たりすることができます。

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されています。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手です。

民生委員児童委員協議会

民生委員法に定められた民生委員協議会と、児童委員の活動要領に示された児童委員協議会を合わせて、民生委員児童委員協議会(略称「民児協(みんじきょう)」)といいます。

ヤ

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。

ラ

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設です。

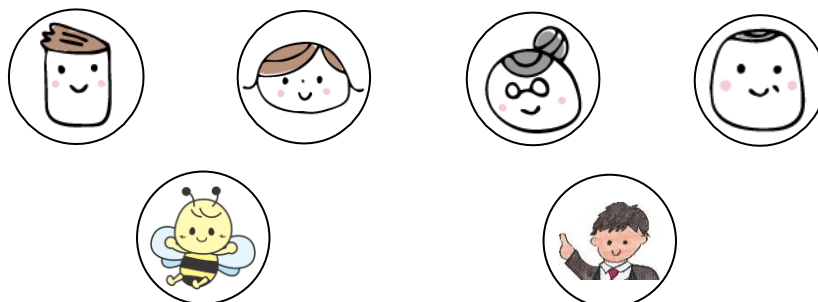
リモートワーク

ICT を活用して職場に行くことなく、別の場所で業務を行う形態をいいます。

ワ

若ごぼう

早春の香り豊かな注目の野菜で、「八尾のえだまめ」と並ぶ八尾市の特産品。「葉ごぼう」とも呼ばれるが、特に八尾産は、平成 25 年度(2013 年度)に特許庁より地域団体商標として「八尾若ごぼう」として登録されています。



第4次八尾市地域福祉計画【改定版】

誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち

～ おせっかい 日本一 ～

令和7年（2025年）3月

八尾市 健康福祉部 地域共生推進課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話 072-924-3835

FAX 072-922-3786

e-mail hukusi@city.yao.lg.jp

市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号「R6-221」